

こんにちは。税理士の市川です。  
ニュースでも発表になりましたが、今年も税制改正案が発表になりました。  
おおくの方に関係する部分だけまとめてお知らせいたします。

## R5税制改正のまとめ

### ◆NISA拡充

非課税期間を無期限化  
年間限度額360万（積立型120万＋一般型240万）  
障害投資枠は1800万円

今年の改正では法人税については目立った変更はありませんでした  
（試験研究費の拡充など）

### ◆相続時精算課税制度（R6/1）

年間110万円の控除額の創設  
枠内であれば申告不要  
110万円×年は相続時の加算不要

### ◆生前贈与加算期間延長（R6/1）

加算する期間を相続前3年から7年に延長  
ただし、対象者は相続人のみ  
4-7年は100万円控除

### ◆小規模事業者のインボイス特例（保存要件）

小規模事業者は、1万円未満の仕入税額控除は帳簿のみの保存で可能となる

### ◆小規模事業者のインボイス特例（計算）

免税事業者がインボイス発行事業者（課税事業者）となるときは、売上税額の2割に抑える特例を設ける

### ◆電子帳簿保存制度

国税庁のダウンロードの求めに応じるようにしておけば検索要件のすべてを不要とする

### 来年の改正論点

### ◆マンションの評価見直し

タワマン節税などを踏まえて  
将来的に評価方法を見直す

### ◆法人税に付加税が追加される

R6以降で法人税額×4-4.5%で計算される付加税が創設される見込み/法人税額500万円まではかからないとされる

毎週土曜日

無料の税金相談もやってます  
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話：050-5435-3083/FAX：06-6356-3376